

# 平成29年度税制改正～法人税～

## ～確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し～

平成29年度税制改正により、確定申告書の提出期限の見直しが行われましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

### 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

●「4ヶ月」を超えない範囲内で税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長が認められます。

〔制度の概要〕確定申告書を提出する法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書をその提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（特別の事情による場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされています。この申請は、その事業年度終了の日までに、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行うこととされています。

#### 〔改正の内容〕

##### (1) 確定申告書の提出期限の延長の特例を適用することができる場合の見直し

この適用を受けることができる場合は、定款等の定め又はその法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合とされました。この場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（下記(2)イ又はロに該当する場合には、それぞれに定める税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされました。

##### (2) 延長期間について税務署長の指定を受けることができる場合等の見直し

指定を受けることができる場合は次のイ又はロの場合とされ、延長期間はそれぞれ次のとおりとされました。

イ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合

この場合の延長期間は、その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間とされました。

ロ 上記(1)の特別の事情があることによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

この場合の延長期間は、税務署長が指定する月数の期間とされました。

##### (3) 申請書の添付書類の創設

定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、申請書にその定款等の写しを添付することとされました。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています。

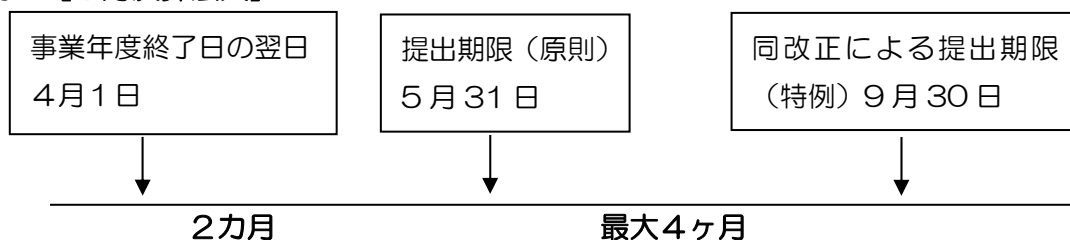
（注）連結納税制度にあっては、上記(1)について各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には2月間延長することができることとされ、上記(2)について各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には延長期間についての税務署長の指定を受けることができることとされています。

#### 〔適用時期〕

(1) 平成29年4月1日から施行されます。したがって、同日以後に確定申告書の提出期限の延長の特例の申請を行う場合に適用されます。

(2) 平成29年4月1日前にされた確定申告書の提出期限の延長の特例の申請であって、改正法の施行の際、提出期限の延長又は却下の処分がされていないものについての処分については、従来どおり適用されます。

### <例> 【3月決算法人】



提出期限が事業年度終了の翌日から  
最大「6ヶ月」になるケースも！